

企画競争説明書

業務名称：カンボジア国タクマウ上水道拡張計画準備調査

案件番号：180332

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）
- 第4 業務実施上の条件

2018年12月12日
独立行政法人国際協力機構
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者と行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2018年12月12日(水)

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：カンボジア国タクマウ上水道拡張計画準備調査

(2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」のとおり

(3) 適用される契約約款難型：

(○) 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款

すべての費用について消費税を課税することを想定しています。

() 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款

国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

(4) 契約履行期間（予定）：2019年2月中旬～2019年12月中旬

4 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

契約第一課 三義 望 Miyoshi.Nozomu@jica.go.jp

注) 書類の提出窓口（持参の場合）は、同ビル1階 調達部受付となります。

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は、当機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争資格参加」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照のこと。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

✓ (O) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

（5）競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。

その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

6 説明書に対する質問

（1）質問提出期限：2018年12月19日（水）12時

（2）提出先・場所：上記4. 窓口

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

（3）回答方法：2018年12月25日（火）までに機構ホームページ上に行います。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

7 プロポーザル等の提出

（1）提出期限：2018年12月28日（金）12時

（2）提出方法：郵送又は持参

注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。

注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

（3）提出先・場所：上記4. 窓口

（4）提出書類：プロポーザル 正1部 写 6部
見積書 正1部 写 1部

（5）プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- 3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 4) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- 5) 虚偽の内容が記載されているとき
- 6) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

（6）見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとして下さい。

b) 旅費（その他：戦争特約保険料）

c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

- d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- e) その他（以下に記載の経費）

【旅費（航空賃）の本見積化に伴う取扱いについて

本契約においては、旅費（航空券）を本見積りに入れて頂くこととしています。このため、契約の履行に際しては、旅費（航空賃）について、以下のとおりの取扱いとなりますので、ご留意願います。

- 1) 旅費（航空賃）を別見積りとした場合と同様に、契約で合意された航空賃単価、渡航回数、航空券クラス、渡航経路、航空会社の範囲内で手配することを原則とし、証拠書類に基づく実費精算とする。
- 2) 渡航回数の増加が必要な場合であって、他の直接経費から流用が可能な場合は、打合簿による増加を認める。また、契約金額の増額が必要と認められる場合、契約変更を検討する。
- 3) 「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の規定によらず、旅費（航空賃）についても、打合簿に基づく他の直接経費の費目（中分類）への流用を認める。
- 4) 一方、契約約款第14条第5項第1号（航空賃増額の際の契約金額を超えた精算）は適用しない。

3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

- a) KHR 1 = 0.028430 円
- b) US\$ 1 = 113.385000 円
- c) EUR 1 = 129.024000 円

5) その他留意事項

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 上水道施設計画・設計
- b) PPPビジネスモデル

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 3.23 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点 (以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

() 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

() 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2019年1月25日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果（順位）及び契約交渉権者を通知します。
なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）等に基づき、機構ウェブサイト上に必要な情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名

イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。

エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不當に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

（2）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

※本項にいう「設計・施工監理（調達補助を含む。）」は「調達管理等の業務」に読み替えます。

（〇）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。
本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。
ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。
 - （ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
 - （ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

1.3 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」
(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：途上国における上水道分野の施設設計及び建設に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（○）本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

（ ）本案件では、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用を認めません。

2) 評価対象業務従事者の経歴

【業務主任者（上水道施設計画・設計）】

（業務管理グループにおける副業務主任者も同様の項目を記載のこと）

1) 類似業務の経験：上水道施設建設に係る各種業務

2) 対象国又は同類似地域：カンボジア 及び全途上国での業務の経験

3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

d) 業務主任者等としての経験

e) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

f) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 PPPビジネスモデル】

1) 類似業務の経験：PPP事業の計画・運営等の業務

2) 対象国又は同類似地域：カンボジア 及び全世界での業務の経験

3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

- 注 1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。
- 注 2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注 3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。
- 注 4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。
- 注 5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。
- 注 6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施 （以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

（○）プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価表
カンボジア国タクマウ上水道拡張計画準備調査

別紙

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(27.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	10.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	3.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	2.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(63.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(43.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 上水道施設計画・設計	(35.00)	(16.00)
ア) 類似業務の経験	15.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	7.00	3.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(16.00)
カ) 類似業務の経験	—	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	2.00
ク) 語学力	—	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	—	3.00
コ) その他学位、資格等	—	2.00
③体制、プレゼンテーション	(8.00)	(11.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	8.00	8.00
シ) 業務管理体制	—	3.00
(2) 業務従事者の経験・能力：PPPビジネスモデル	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	13.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。

1. 実施時期：2019年1月10日(木) 14:00～16:00
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

2. 実施場所：当機構本部（麹町） 会議室

3. 実施方法：

- (1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- (2) プロジェクター等機材を使用する場合は、競争参加者が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。機材の設置にかかる時間は、上記(1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
- (3) 海外在住・出張等で当日当機構へ来訪できない場合、下記のいずれかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、「電話会議」による出席を優先してください。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

b) Skype等のインターネット環境を使用する会議

競争参加者が、当日プレゼンテーション実施場所に自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのプレゼンテーションです。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

注) 当機構在外事務所のJICA-Netの使用は認めません。

以 上

第3 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

カンボジアの上水道セクターは1990年代中頃より本格的な施設の改修・拡充が開始され、首都プノンペン都を中心に整備が進んでいる。プノンペン都では、内戦終結後、1993年にJICAの支援により策定された「プノンペン市上水道整備計画」に基づき、わが国及び他ドナーが連携して、浄水場の建設及び改修、運営・維持管理技術にかかる技術支援が実施され、24時間給水を実現し給水率は90%以上に達した。他方、プノンペン都周辺地域における人口及び商業施設の増加により水需要が増加し、引き続き水供給能力向上させることが急務である。

プノンペン都の南に位置するカンダール州タクマウ市はバサック川を水源とする公営水道と井戸水による取水が中心であったが、複数の井戸からヒ素が検出される等、水質の問題や人口増加に伴う水需要の増加が課題となり、カンボジア政府による指示のもとプノンペン水道公社(PPWSA)が2004年よりプノンペン都の給水区から直接配水管を接続し、給水を実施している。タクマウ市は低所得者層が多く住む居住地域であり、給水接続料の無償化や他地域に比べて水道料金が低めに適用設定されている等の措置が図られている。タクマウ市の人口増加に対応するためには、新たな浄水場の整備が必要であるが、当該地区は貧困地域であり、浄水場建設はPPWSAの財政圧迫に繋がりかねないため、カンボジア側の要請も踏まえつつ、浄水場整備の初期投資を抑え、かつ浄水場の運営を通じて本邦の企業等のノウハウや知見・経験を活かすことを目的とし、インフラ輸出政策にも合致する無償資金協力(事業・運営権対応型無償資金協力、以下「事業権無償」という。)の適用による净水施設の整備の可能性が検討されている。加えて、プノンペン都水道マスター・プラン(2017年)によると、プノンペン都内における人口についても急激に伸びており、既存の浄水場による供給能力では対応しきれず、2020年には現給水能力が不足することが指摘されているため、プノンペン都内に関しては借款を通じた浄水場の拡張にかかる検討が開始されている。

本業務では、このような背景を踏まえ、事業内容・規模の妥当性を検討した上で、事業権無償としてコンパラターアー施設(想定施設)の適切な概略設計を行い、事業計画を策定し、概略事業費を積算することを目的とする。

なお本事業に関連し、2017年度にJICAカンボジア事務所が「カンボジア国プノンペン都上水道セクター情報収集・確認調査」(以下「情報収集・確認調査」という。)を実施している。

2. プロジェクトの概要

現時点では以下を想定する。

(1) プロジェクト目標

人口が急増するタクマウ市に上水道施設を整備することにより、給水サービスの向上を図り、もってタクマウ市及びプノンペン都における生活環境改善に寄与する。

(2) 期待される成果

- 1) タクマウ市に浄水場を整備することにより、給水人口が増加する。
- 2) 現在プノンペン都からタクマウ市に送水している水量を、タクマウ浄水場整備後はプノンペン都内に配水できるようになり、プノンペン都の給水事情が改善される。
- 3) タクマウ市は貧困層が多いことから、本事業により貧困層への水道接続が促進される。
- 4) 本邦の企業等が運営・維持管理を行うことで、カンボジア国内での上水道分野でのPPPのモデル事例を創出し、同国内でのPPP事業の普及や現地民間企業の育成に資する。

(3) プロジェクト内容

要請書によれば要請内容は以下のとおりとなっているが、詳細は本調査を通じて検討する。要請書において、整備後の浄水場の運営・維持管理の実施を本邦事業者もしくは特別目的会社(SPC)(以下「民間事業者」という。)に委託することが記載されている。

1) 施設、機材等

【施設】

取水・導水施設(約33,000m³/日、取水ポンプ場(揚水量22m³/分、揚程23m)、導水管(口径600mm、100m))

浄水場(浄水処理能力:約30,000m³/日、急速ろ過方式、太陽光発電システム(146kW))

配水施設(配水ポンプ(揚水量20m³/分、揚程50m))

【機材】

水質分析機器、電気機械設備維持管理用機材、各戸接続用資機材

- 2) コンサルティング・サービス、ソフトコンポーネント
コンサルティング・サービス：入札補助、施工・調達監理
ソフトコンポーネント：なし

(4) 対象地域

カンボジア国 カンダール州 タクマウ市

(5) 関係官庁・機関

実施機関（主管官庁）：工業・手芸省（Ministry of Industry and Handicraft (MIH)）

事業実施機関（水道事業実施機関）：プノンペン水道公社（Phnom Penh Water Supply Authority (PPWSA)）

(6) 本プロジェクトに関連する我が国の主な援助活動・他開発パートナー等の援助活動

1) 我が国の援助活動

（これまでの我が国及び JICA の協力実績）

<関連技術協力プロジェクト>

- 「水道事業人材育成プロジェクト」（2003～06）
- 「水道事業人材育成プロジェクト・フェーズ2」（2007～2011）
- 「水道事業人材育成プロジェクト・フェーズ3」（2012～2018）
- 「水道行政管理能力向上プロジェクト」（2018～2022）

<関連無償資金協力事業>

- 「ポンプレック浄水場拡張計画」（2000～2003、供与限度額 26.40 億円）
- 「シェムリアップ上水道整備計画」（2004～2005、供与限度額 15.37 億円）
- 「地方州都における配水管改修及び拡張計画」（2010～2013、供与限度額 27.60 億円）
- 「コンポンチャム及びバッタンバン上水道拡張計画」（2013～2016、供与限度額 33.52 億円）
- 「カンポット上水道拡張計画」（2015～2018、供与限度額 29.85 億円）
- 「プルサット及びスバイリエン上水道拡張計画」準備調査（2017～2018）

<関連有償資金協力事業>

- ニロート上水道整備事業（2008～2014、供与限度額 35.13 億円）
- シェムリアップ上水道拡張事業（2011～2019、供与限度額 71.61 億円）

2) 他開発パートナーの援助活動

アジア開発銀行（ADB）が公営水道局へのインフラ整備支援を、フランス開発庁（AFD）が PPWSA およびシェムリアップ水道公社を対象に借款事業を行っている。民営水道事業者に対する支援としては、AFD と世界銀行が民営水道事業者の資金調達を市中銀行を通して支援、オーストラリア政府も「3I プロジェクト」を通して民営水道事業者の認可取得とインフラ整備の支援を行っている。UNICEF は貧困層に対する水道接続費の補助金の支給や貧困層の多い地域への水道敷設拡張を、USAID は民営水道事業者が市中銀行からの融資を受けるために必要な技術的支援を行うプロジェクトを開始している。世界銀行は、カンボジア水道事業協会の設立支援、水道総局における水道事業者データベース（WSMS）の構築を行っている。フランスの国際 NGO の GRET は WHO の支援を受けて、5,000 株以下の民営水道事業者向けの技術基準に係る省令策定支援を行っている。

3. 業務の目的

事業権無償の活用を前提として、プロジェクトの背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。また、事業権無償による事業の実施に向けて、オフティク価格（民間事業者から PPWSA に対する浄水の販売価格）の検討、事業全体の実施方針の作成、民間事業者に対する要求水準書案の作成、関連する契約において定めるべき主要事項の検討（タームシートの作成）、契約書案を中心とする入札図書作成参考資料の作成等の業務を行う。

4. 業務の範囲

本業務は、「タクマウ市上水道拡張計画」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を行い、「7. 成果品等」に示す報告

書等を作成するものであり、原則、現地調査において、JICA がカンボジア側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 事業権無償の適用

本業務が対象とするプロジェクトは、「民間事業者」が無償資金協力を原資とする PPWSA との「EPC 契約」に基づいて施設の詳細設計と建設を行い（設計施工一括発注方式）、PPWSA から「リース契約」（「維持管理契約」に含めることも可能であると思われるため、本調査で検討を行うこと）に基づいて同施設のリースを受け、PPWSA との「維持管理契約」に基づいて一定期間同施設の運営・維持管理を行って PPWSA に対するバルク水販売の対価を得る DBO (Design, Build, Operate) 方式の PPP 事業であり、その全体を「本プロジェクト」と呼ぶ。

無償資金協力は施設・機材等の設計施工、及び施設・機材等の調達の実施監理（入札補助等）を行うコンサルティング・サービスにのみ充当され、運営・維持管理部分には充当されない。また、民間事業者は PPWSA に対し、運営・維持管理期間中に、施設・機材等の運営・維持管理に関する能力向上に関する指導を行うことを想定している。無償資金協力の供与対象となる施設・機材等の所有権は、同施設・機材等の原資が日本の無償資金であること、また事業契約が解除に至った場合の資産保全及び事業効果の発現を円滑化する観点から、民間事業者による費用負担の有無を問わず、カンボジア政府（具体的な機関については、別途 JICA カンボジア事務所において確認中）に帰属させることを基本とする。

民間事業者の創意工夫を活かすため、設計施工一括発注方式とし、施設の設計施工と運転・維持管理を一体のものとして対象にした総合評価落札方式による調達を想定する。

PPWSA と民間事業者の間で形成される事業契約は、包括文書と「EPC 契約」「リース契約」「維持管理契約」の契約の総体として構成される。包括文書は、3 つの個別契約の連関を規定する文書である。EPC 契約は、無償資金の使途である施設・機材等の調達を規定する文書であり、E/N 及び G/A との連関を担保するため、JICA が定める従来の施設・機材等調達方式の無償資金協力の契約書様式を参考に必要な修正等を行うことになる

なお、本件事業の調達管理を行うコンサルタントの業務範囲は、民間事業者が実施する実施設計、工事施工、完成後のマネジメントと運営維持管理の契約支援を想定している。従って、無償資金協力のコンサルタント契約フォームの修正が必要になる。

(2) 本業務の全体構成

本業務は、事業権無償の準備調査であるため、通常の一般プロジェクト無償のための準備調査とは異なる調査内容が含まれる。JICA が想定している本業務の全体構成は、以下のとおりである。より適切な調査の進め方があると考える場合には、プロポーザルで提案すること。

なお、本調査に先立ち既に実施された「情報収集・確認調査」JICA カンボジア事務所が実施中の確認調査の結果を踏まえて本業務を行うこととする。なお、JICA は 2018 年 12 月下旬以降に企業説明会を行う予定にしており、その結果は本業務開始時に JICA より受注者に提供する。

「情報収集・確認調査」（既に実施済）

↓

JICA カンボジア事務所による確認調査

- ・O&M を含む無償資金協力の PPP 関連国内法の適用について
- ・オフティク価格帯の確認及び契約期間中の物価変動や為替変動発生時のオフティク価格の見直し
- ・浄水規模(3 万 m³/日)について、運転開始時より PPWSA が全量買い取ることの確認
- ・タクマウ市需要超過分のプノンペン都への送水計画
- ・契約形態の確認
- ・バサック川の水利権取得の必要性、申請方法、申請時期
- ・バサック川流量の既存情報
- ・人口予測、水需要予測
- ・給水対象区域

↓

事前準備期間（国内作業）

↓

第一次現地調査

- ・本プロジェクトの事業計画の立案に必要な情報収集、協議
- ・無償資金協力の事業費の概算及び入札時の民間事業者による提案内容との比較を目的とした、「コンパラター施設」の概略設計に必要な調査
- ・「コンパラター施設」に関する検討に基づく運営・維持管理費単価の試算、PPWSA による配水等に要するコストの単価の試算、PPWSA が徴収している水道料金の水準、情報収集・確認調査で行われたキャッシュフロー分析のレビュー等を踏まえた、オフェイク価格の妥当性の検証
- ・本邦の企業等に対する説明会において使用する以下の資料の作成に必要な情報収集と協議
 - 本プロジェクトの実施体制、プロジェクトを構成する契約、民間事業者が担う業務の範囲等の基本的事項を定めた「実施方針案」
 - 入札時に民間事業者の事業提案が満たすべき要件を定めた「要求水準書案」
 - 「EPC 契約」、「リース契約」、「維持管理契約」の概要や骨子となる契約条件を整理した「タームシート案」(契約条件概要書)

↓

第一次国内作業

- ・第一次現地調査結果の取りまとめ
- ・JICA 等国内関係者との協議
- ・JICA が実施する本邦の企業等に対する説明会（「実施方針案」「要求水準書案」「タームシート案」の説明と意見聴取）に対する支援
- ・契約書案を中心とする入札図書作成参考資料の作成
- ・「コンパラター施設」の概略設計、概略事業費積算
- ・JICA 等国内関係者との協議
- ・準備調査報告書案の作成

↓

第二次現地調査

- ・準備調査報告書案のカンボジア側に対する説明、協議

↓

第二次国内作業

- ・準備調査報告書の作成

(3) 净水場の概略設計

本プロジェクトは設計施工一括発注方式による実施を想定しているため、最終的な施設の設計は民間事業者の提案に基づくこととなる。しかし、無償資金協力の事業規模の検討、要求水準書案の作成、運営・維持管理費の試算等のためには、本業務において「コンパラター施設」を想定した概略設計を行う必要がある。具体的には以下のようない点が重要である。これらの点について、どのように判断すべきか、技術的な提案をプロポーザルに記載する。

- 1) 净水場の規模については、JICA カンボジア事務所の確認調査によって、事前に PPWSA と協議が行われる。同規模に基づく生産水量を購入した PPWSA が有効にその水量を送配水することが可能かどうか、技術的観点から検証する。
- 2) PPWSA はタクマウ市に土地(4,200 m²)を所有しており、タクマウ浄水場の建設候補地となっている。現在はプノンペン都からの送水を受けてタクマウ市に配水するための高架水槽と料金徴収所が存在している。周辺は工場であり、土地の拡張は困難となっている。敷地が狭いことから、階層式浄水場など敷地面積の制約を考慮した施設の建設を地盤及び土質調査の結果に基づき検討する必要がある。階層式の場合、ポンプアップに必要な電気代を中心とする運営・維持管理費に影響する。
- 3) 水源はこの PPWSA 所有地に隣接して流れているバサック川を想定しているが、バサック川は年々水質悪化が進んでいる。通常の凝集沈殿及び急速濾過の浄水処理プロセスの前段に、アンモニアや BOD を除去する前処理プロセスを設ける必要性があるかどうか、および必要性があると判断される場合はその方法及び運営維持・管理に関する経費の検討が必要である。
- 4) 浄水場から発生する排水は、PPWSA の既存浄水場では全て河川放流で処分されているが、同様の処分方法を採用できるのか、濃縮、乾燥等の排水処理プロセスを設ける必要があるのか確認し、排水処理が必要な場合は処理プロセスを検討する。
- 5) PPWSA は現有の高架水槽を撤去するのではなく、逆洗用水槽等としての有効活用を希望している。また、配水の方法によって、配水ポンプの運転コストが影響を受ける。
- 6) PPWSA に対する所定の用水引き渡し地点における水圧の設定

- 7) 要請には太陽光発電システムが含まれているが、敷地面積は極めて限られている。そのため、日射量データ等も踏まえた技術的、経済的な妥当性があるかどうか、検討が必要である。
- 8) PPWSA は民間事業者による技術指導に対して期待しているが、PPWSA はこれまでに日本の支援を受け、既に比較的高いレベルでの水道事業運営を行っており、技術指導を加えることは民間事業者のコストを押し上げ、ひいてはオフティク価格に加算される要因になる。具体的な技術指導の内容、対象者、コスト等を勘案して、その要否や内容を検討する必要がある。
- 9) コンパラター施設の概略設計に基づいて、想定される運営・維持管理費を算出する。この運営・維持管理費を用いて、後述のキャッシュフロー分析、フィナンシャルモデルにおいて、JICA カンボジア事務所が確認調査で PPWSA と協議するオフティク価格が妥当かどうか、検証する。
- 10) 常時の運営・維持管理に支障を及ぼす非常時における供給条件の検討。(非常時の定義も含めて)

以上のような要因に関する調査、検討を行った上で、限られた敷地面積に収まる施設の配置計画を提案する。なお、既存の料金徴収所は機能を残す必要があるが、同じ敷地内での移設は可能とのことである。

(4) 送配水管網の確認

上記(3)の1)のとおり、浄水場の能力がタクマウ市の水需要に比べて余裕がある時期には、プノンペン都南部への送配水を計画するのかどうか、JICA カンボジア事務所が PPWSA に事前に確認することになっている。その場合には、PPWSA によるタクマウ市からプノンペン都への送配水に対応できる配管となっているか、技術的な検証を行う。

(5) モデル性の確保

PPWSA は 1997 年に公社化し、2012 年にはカンボジア証券取引所に上場を果たすなど、健全な経営状態であり、JICA の支援も無償資金協力から円借款にシフトした経緯がある。その機関に対し、今回無償資金協力で施設を整備することを計画する背景には、本プロジェクトを事業権無償として実施することにより、様々な側面において今後のモデルとなる位置づけにするという意図がある。

本事業を通じ、カンボジアにおける PPP 事業の発展につながること、本邦の企業等とカンボジア国内企業のパートナーシップの深化、カンボジア国内企業の育成、今後の事業権無償の案件の発掘・形成につながること等も、モデル性の要素となる。

なお、カンボジア国内の PPP 事業の発展や企業の育成に関しては、別途技術協力プロジェクト「カンボジア国水道行政管理能力向上プロジェクト」を、MIH を実施機関として 2018 年 7 月に開始した。この中で MIH による民間水道事業者の規制監督の強化を支援する予定になっていることから、同技術協力との相乗効果が期待されている。

(6) 企業説明会

本事業への参入に関心を有する本邦の企業等の意見を聴取するとともに、前広に情報を提供することで、本邦の企業等にとっても魅力のある PPP 案件を組成するとともに、複数の応札者を確保するため、本調査の中で JICA が主催し本邦の企業等向けの説明会を行うこととする。説明会は現地調査から帰国して 2 か月後を目途に行うこととし、「実施方針案」や PPWSA の要望を踏まえた「要求水準書案」の説明を行い、本邦の企業等の要望や懸念事項の聞き取り、意見交換、アンケートの回収を行う。本邦の企業等に対する説明会では、十分な応札への勧奨を行う。本業務を通じて、関心のある本邦の企業等との十分な意見交換を行う必要があるが、一方で本邦の企業等との接触に際しては公平性・客観性・透明性の確保とコンプライアンスの順守に留意する。

(7) 総合評価落札方式における技術的観点からの評価項目の検討

本事業では、完成後のタクマウ浄水場の運営・維持管理にあたる民間事業者の創意工夫を最大限活用する必要があるため、「設計施工一括発注方式」による調達と、「総合評価落札方式」による入札の採用を検討している。無償資金協力において「総合評価落札方式」を適用した前例はないため、大枠の制度設計は本調査とは別に JICA 資金協力業務部が検討する予定となっている。本調査では本案件に特化した技術的能力の審査項目、技術提案の評価項目とこれら項目の評価方法を検討する。

(8) 契約書案を中心とする入札図書作成参考資料の作成

本事業は JICA が実施する事業権無償の第一号案件であり、契約書、入札図書は従来の無償資金協力が用いている標準書式をそのままでは使用することができない。官民のリスク分担に十分留意しつつ、PPP 事

業としても、無償資金協力事業としても妥当性が確保された入札図書案を新たに作成する必要がある。そのため、本業務において「入札図書作成参考資料」(すべて英語)を作成する。ただし、上述のとおり総合評価落札方式に関する制度的な検討は JICA 資金協力業務部が行う予定であるため、コンサルタントは入札図書に含まれるべき情報(要求水準書、添付図面、契約書案等)及び評価項目とその評価視点について、資金協力業務部と密接に連絡を取り検討する。

また、設計施工一括発注方式の観点で、無償資金協力の標準入札図書を入れ指示書において改変する必要が生じる見込みであるため、本事業内容を踏まえた要件等を無償資金協力制度との整合性も検証した上で提案する。

なお、契約書案は、「EPC 契約」、「リース契約」、「維持管理契約」及び「包括計画」の 4 種が必要となるが、そのうち「包括文書」「リース契約書」「維持管理契約書」のそれぞれの案を作成し、外部の弁護士等によるリーガルチェックを必須とする。「EPC 契約書」については、JICA による既存の契約書雛形を参考にし、本事業内容を踏まえた要件等を入れ指示書と同様に提案する。

(9) 環境社会配慮

本案件では、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010 年 4 月)に基づくカテゴリ一分類は B としている。本業務では、改めてカテゴリ一分類を確認するとともに、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目に対する緩和策、モニタリング計画の作成支援を行う。

(10) 不発弾(UXO)への対応

対象地域には、内戦時に使用された地雷・不発弾(UXO)が未だ残されている可能性がある。本調査実施に際しては、カンボジア政府、PPWSA、UXO 対策機関等との協議を十分に行い、プロジェクト対象地域における UXO の影響を確認・調査し、UXO が発見された際の対応策の検討を行う。仮に、詳細調査や探査等が必要との情報があった場合には、JICA と協議の上、改めて今後の対応方針を検討することとする。

(11) 既存情報の有効活用

本業務では、情報収集・確認調査に加え、JICA カンボジア事務所の確認調査結果、過去及び現在実施中の案件(技術協力プロジェクト、無償資金協力等)から得られた情報を最大限活用し、事前準備作業の段階で対象地域の施設整備計画を予め想定しておくことで、調査の効率化、迅速化を図ることとする。

6. 業務の内容

以下に記載の業務内容を参照し、プロポーザルにて具体的な調査方法を提案すること。また、それぞれの現地調査の前後に JICA が設定する対処方針会議、帰国報告会に参加し、対処方針の説明や現地調査結果の報告を行うこととする。

(1) 業務計画書、インセプション・レポートの作成

- ア) 関連資料の解析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握し、調査全体の方針・方法、現地調査計画を検討する。
- イ) 上記ア)を踏まえて、業務計画書(和文)、インセプション・レポート(英文)、プレゼン資料(英文)、質問票(英文)を作成する。
- ウ) タクマウ浄水場の建設用地は敷地面積が限られているため、「情報収集・確認調査」では階層式浄水場の採用が想定されている。池田市上下水道部古江浄水場、大阪広域水道企業団村野浄水場等の国内の事例について、設計の概要、運営・維持管理上の留意点、計画・設計に際してのポイントなどを予め調べておくことが望ましい。

(2) インセプション・レポートの説明・協議

JICA が派遣する調査団員に協力し、インセプション・レポート(事業権無償のスキーム、今後の調査・協力の進め方、留意事項、双方の役割分担など)をカンボジア政府関係者等に説明し、内容につき協議・確認を行う。

(3) 地雷・不発弾(UXO)への対応

「5. 実施方針及び留意事項」に記載の方針に基づき、地雷・不発弾(UXO)に関する情報収集や PPWSA との協議を行う。

(4) 過去の類似案件、他開発パートナーの援助動向や他民間企業等による調査や活動の把握

過去および実施中の類似案件の内容を把握し、教訓や知見を最大限に活用する。また、水道分野における他の開発パートナーによる活動状況を調査し、本計画との整合性や今後の連携の可能性、教訓の反映等について整理する。特に、タクマウ浄水場の給水対象区域の検討にあたっては、プノンペン都の浄水場の更新や拡張に関する計画や配水計画が重要であり、AFD等による支援の動向に留意が必要である。

(5) 自然条件調査

本業務にて行う設計、施工計画、積算については必要な精度を確保するため、自然条件調査を行う。調査仕様例は別紙1及び2のとおりとする。具体的な調査項目、調査内容、仕様、数量等はプロポーザルにおいて提案する。また、これら調査の実施にあたり、再委託を可とする。

(6) 既存の水道施設及び水道事業の実施状況の把握

タクマウ市の既存送配水管網の状況、PPWSAによる配水コスト、新規配水管の延伸状況、新規接続の増加状況等を把握する。

新規浄水場施設に係る土地利用に問題が無いことを確認する。また、施設建設のための土地利用に必要な行政上の手続きについて確認する。

タクマウ浄水場建設用地に存在する既存の高架水槽と料金徴収所の状況を把握し、有効活用や移転に関する方針を定める。

(7) 環境社会配慮調査

JICA環境ガイドライン（2010年4月）に基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。

また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA環境ガイドライン（2010年4月）＜参考資料＞の環境チェックリスト案を作成する。

環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおりとし、現地再委託を可とする。

- ア) ベースとなる環境社会の状況（土地利用、自然環境、少数民族の生活区域、及び経済社会状況等）の確認
 - イ) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
 - ウ) 環境配慮（環境影響評価、情報公開等）に関連する法令や基準等
 - エ) JICA環境ガイドライン（2010年4月）との乖離
 - オ) 関係機関の役割
 - カ) スコーピング（事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること）の実施
 - キ) 影響の予測
 - ク) 影響の評価および代替案（ゼロオプションを含む）の比較検討
 - ケ) 緩和策（回避・最小化・代償）の検討
 - コ) 環境管理計画・モニタリング計画（実施体制、方法、費用など）の検討
 - サ) ステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議内容等）

(8) PPWSAの経営・財務に関する情報・データの収集と現状分析

PPWSAの経営・財務面からの健全性を検証し、民間事業者がリスクを評価するための基礎情報として提供するため、以下の情報収集と現状分析を行う。

- ア) 水道事業の経営・財務に関連する以下を含む情報・データを収集する。
 - ・現行料金体系及び改訂履歴
 - ・新規接続費用及び支払方法
 - ・料金改定プロセス
 - ・直近5会計年度の損益計算書、貸借対照表及びキャッシュフロー計算書（外部監査法人による監査済会計報告書）
 - ・同上会計年度における職員数、年間総給水量、無収水率、年間総有収水量
 - ・借入金の元利償還表（借入金がある場合）

- イ) ア)で収集した情報・データに基づき、経営・財務の現状を分析する。特に、PPWSAの経営悪化による「維持管理契約」の不履行といった事態が生じるリスクの有無を明確にする。

分析には過去5会計年度における「営業収支比率」、「経常収支比率」、「給水原価」、「供給単価」「自己資本構成比率」及び「流動比率」の計算及び傾向の分析を含める。

(9) 相手国政府の公共調達／PPP関連法制度の確認

JICAカンボジア事務所が実施中の確認調査の内容を確認し、必要に応じ、追加調査を行う。特に無償資金協力で建設する施設（行政財産）を民間事業者に賃借することに関して、制限があるのか確認する。

(10) 計画・設計の基本方針の検討、「コンパラター施設」の概略検討

「5. 実施方針及び留意事項」に記載の方針に基づき、JICAカンボジア事務所が本調査に先立ち、水需要予測の確認、給水対象区域（配水先）の決定、「維持管理契約」の期間に関する検討、最低買取水量の協議を行う。これらの情報に基づいて、情報収集・確認調査で行われているキャッシュフロー分析のレビュー（必要に応じた見直し）を行う。準備調査報告書に検討の過程を明記する。

また、計画・設計の基本方針の検討を行い、自然条件や現地建設事情、施工後の運営・維持管理等についての対応方針を整理する。

そのうえで、既存の高架水槽と料金徴収所の扱い、PPWSAの既存送配水管網との接続位置なども勘案した上で、本事業の最終的な施設設計を行う。

さらに、オフティク価格に関する検討を行うために必要な運営・維持管理費単価を試算するため、「コンパラター施設」の概略を検討する。

(11) 施設、設備、機材計画調査

既存施設・設備や機材の種類・仕様・数量、使用状況、維持管理状況等を確認し、施設・設備計画、機材・資材調達計画の策定に必要な情報を収集する。

(12) 調達事情調査（現地調達、第三国調達など）

- ア) 民間事業者に対して現地における消耗品、スペアパーツ等の調達状況の情報を提供するとともに、「コンパラター施設」の概略設計・積算の参考にするため、現地の調達事情を調査する。
- イ) 現地調達、第三国調達に関する資機材の流通・調達状況、関連法規、本邦調達、第三国調達を行う場合の通関手続き・関税の免税方法等について調査する。

(13) 施工計画調査（関連法規等）

- ア) 工期に関する要求水準を策定するため、自然条件の影響等、施工計画に影響する要因を調査する。
- イ) 先方負担工事が発生する場合は、工程調整に関してPPWSAと協議を行う。
- ウ) 建設許可制度、都市計画上の土地利用の制約等について調査し、対応すべき事項がある場合には手続きや所要期間を確認のうえ、先方に対して速やかに対応するよう申し入れ、手続き完了を確認するために証拠書類の提出を求める。
- エ) 「コンパラター施設」の施工計画の検討にあたっては、建設コストを出来る限り低く抑えるため、質の確保に留意しつつ、現地施工業者の活用や現地工法の採用が可能な場合にはそれらを検討する。現地施工業者の工事実績・能率及び動員可能な班数等の調査を行い、施工計画に反映させる。また、本邦の技術を活用することで工期の短縮や環境社会影響の低減などの効果が得られる場合には、日本に優位性のある施工技術の活用も積極的に検討する。
- オ) ローカルコンタクターの活用を考慮し、カンボジアの業者が所有する機材の状況、施工体制、労務状況等を調査し、本件施工での活用可能性を調査し、計画に反映する。

(14) プロジェクト実施及び運営・維持管理体制の検討

- ア) JICAカンボジア事務所の調査結果に基づき、本プロジェクトの実施に伴って必要となる契約（EPC契約、リース契約、維持管理契約）の主体や、関係者の責任分担、役割分担を明確にし、本プロジェクト全体の実施体制を整理する。
- イ) 民間事業者が満たすべき運営・維持管理体制の内容、条件を検討する。
- ウ) 「維持管理契約」期間終了後の運営・維持管理体制に関するPPWSAの考え方を確認し、円滑な体制の移行に必要な民間事業者の対応、民間事業者が雇用する要員の取り扱い等について協議する。
- エ) 「維持管理契約」期間終了後のPPWSAへの引き渡し時の条件を整理する。
- オ) E/N締結、G/A署名後の本体事業において、設計施工一括方式であることを考慮し、コンサルタントが果たすべき役割、責任と業務内容について提案する。具体的には、入札補助業務、民間事業

者による詳細設計の照査、民間事業者による施工のモニタリング、設計変更に係る技術的な確認、竣工検査及び瑕疵検査、JICAへの提出書類や報告に関する業務を想定する。運営・維持管理期間における民間事業者の監督は、契約当事者である PPWSA が実施する想定であり、無償資金協力がカバーする範囲には含まれない。

(15) 先方負担事項（公租公課の免税手続き等）にかかる検討

- ア) 我が国無償資金協力スキームを踏まえ、本計画で協力対象とする範囲と、予定されている先方負担事項との責任分担の考え方を明確にする。
- イ) これまでの調査結果に基づき、先方負担事項（用地確保、MOWRAM からの水利権の取得、PPWSA による MIHへの水道事業拡張許認可、その他各種建設許認可の取得、給水管や水道メーターの接続、公租公課の免税手続き、コンセッション法に基づく経済財務省に対する承認申請等）を整理し、これら実施のための計画を策定する。重要事項については JICA がミニッツ等の書面で確認し、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠とする。JICA が重要事項を確認する際等に、必要な支援を行う。
- ウ) 先方負担事項については、先方の実情を踏まえつつ実施可能なものとなるよう留意し、調査実施の早期の段階から先方と十分に協議を重ねた上で検討する。

(16) 税金情報の収集整理

事業権無償においては、従来どおり無償資金によって提供される生産物・サービスに関連するものは免税を原則とする。

本業務においては、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか等について、既往のカンボジアにおける準備調査等を通じて把握されている情報を踏まえて、詳しく調査する。具体的には、①法人の利益・所得に課される税金（法人税等）、②個人の所得に課される税金（個人所得税等）、③付加価値税（VAT 等）、④資機材の輸入に課される税金や諸費用、⑤その他、当該事業実施において関係する主要税目を対象に、それぞれ当該国における名称、税率、計算方法、根拠法等をまとめた上で、各税目について、受注企業等が免税（事前免税、実施機関負担または事後還付等）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その理由を詳しく調査する。また国内においても、過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対して、OCAJI（一般社団法人 海外建設協会）等を通じてヒアリングを行い、免税情報を収集する。

免税情報は現地 JICA カンボジア事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で JICA カンボジア事務所と協議し、JICA カンボジア事務所が有する情報を入手し、情報アップデートを行う。調査終了時には必ず JICA カンボジア事務所へ報告する。

なお、調査結果については所定の様式（免税情報シート）にまとめ、成果品として提出する。

また、民間事業者に賦課される税金の範囲や免税措置について、十分に確認を行う。運営・維持管理費にかかる付加価値税（VAT）の扱いについて確認する。適格投資プロジェクトに関しては一定期間の法人税（Tax on Profit）の免税措置があるが、優遇期間は投資額によって異なるため、本業務を通じて事業内容が具体化した段階で、JICA がカンボジア開発評議会（CDC）に確認する。

特に本プロジェクトに含まれることとなる運営・維持管理に関しては、どの税金が課せられることになるのか重点的に調査を行う。

(17) プロジェクトの成果、裨益効果、事後評価のための評価指標の検討・関連情報の収集

事業効果測定に必要な指標にかかるベースラインを把握し、プロジェクト実施による効果の計画値を検討する。

(18) 気候変動対策としての効果に関する検討

JICA 気候変動対策支援ツールを活用し、本事業が気候変動対策（適応）に資する案件か、検討する。

(19) 第一次現地調査内容の整理

第一次現地調査での調査内容について整理し、PPWSA 関係者とテクニカルノートとして調査事実について確認する。

(20) 第一次現地調査結果概要の作成・説明

第一次現地調査の結果を踏まえ、帰国後に現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にてこれを説明す

る。

(2 1) 「実施方針」「要求水準書」「タームシート」の作成

第一次現地調査の結果を踏まえ、企業説明会の説明用資料として、「実施方針案」、「要求水準書案」、「タームシート案」（いずれも和文）を作成する。

「実施方針案」には、事業内容、事業権無償の概要、無償資金協力によって財源が措置される範囲、事業の実施体制及び関係機関の役割分担、リスク分担の基本的な考え方、対象施設の立地・規模・配置等に関する概要、法制度や免税措置に関する事項、民間事業者の募集及び選定の概要、その他本プロジェクトの実施にあたっての重要事項を取りまとめる。事業権無償のスキーム概要の観点はJICAから提供する。また、「実施方針案」に含まれる内容の多くは、情報収集・確認調査で一度検討がなされており、JICAカンボジア事務所による確認調査によっても補足されるため、これらの既存情報を参照することで効率的にまとめる。

「要求水準書案」には、前提条件、要求する機能、民間事業者が実施する業務の範囲、民間事業者が負担する費用の範囲、民間事業者が実施する業務（設計業務、施工管理業務、運営・維持管理業務、事業終了時の引き継ぎ業務、等）に求められる要求水準等の重要事項を取りまとめる。

「タームシート案」には、「EPC契約」、「リース契約」、「維持管理契約」において定めるべき主要事項を取りまとめる。「タームシート案」は情報収集・確認調査で既に一度検討されているため、その内容を確認し、必要があれば修正や追加を行う。

(2 2) 企業説明会の実施

説明会の案内はJICAがホームページ上で行うとともに、JICAから関連業界団体等にも周知することとし、会場はJICA本部もしくはJICA研究所をJICAが手配する。また、当日の司会進行もJICAが行う。コンサルタントの業務は以下のとおり。

(ア) 本プロジェクトに関心を有する本邦の企業等に対して、「実施方針案」「要求水準書案」「タームシート案」を説明し、意見交換を行う。本邦の企業等が本プロジェクトのリスクに関する判断が行えるよう、本業務における自然条件調査の内容と結果、PPWSAの経営財務状況等のデータなど、本邦の企業等の関心の高い情報についても開示する。

(イ) より詳しく本邦の企業等の意向や質問を把握するため、説明会の会場でアンケートを行うことを周知し、追って回答を集計・分析する。なお、アンケートについては、ウェブ上の入力を想定している。

(ウ) 本邦の企業等から出された意見を分析し、意見毎に対応方針をまとめ、JICAと協議する。

(エ) 事業権無償の対象事業が日本又は第三国の政府機関による財・サービスの貿易に係る公的金融支援（例：国際協力銀行の輸出金融、日本貿易保険の輸出保険）を受ける場合は、同公的金融支援と事業権無償の組合せが混合借款とみなされ、OECD輸出信用アレンジメントのタイド援助規制に抵触する可能性が生じる点に留意する必要がある。この点を踏まえ、上記の公的金融支援を適用する可能性がある場合、JICAは日本政府と対応を協議する。よって、関心企業等からは「日本又は第三国（政府機関による財・サービスの貿易に係る公的金融支援）」を受ける可能性を検討しているかどうか、上述のアンケートにより情報を収集する。なお、「事業の投融資」に係る公的金融支援（例：国際協力銀行の投資金融、日本貿易保険の投資保険・融資保険）は「財・サービスの貿易」に係る支援とはみなされないため、日本政府との協議は不要である。

(オ) なお、「情報収集・確認調査」においても本邦の企業等からの意見を収集しているため、予め確認し、対応を検討しておくこと。

(2 3) 「コンパラター施設」の概略設計

設計・積算方針会議にて、本プロジェクト実施における基本的な計画・設計・積算の方針・方向性を協議、確認する。同会議に必要となる資料や図面を準備する。

現地調査結果、設計・積算方針会議の結果等を踏まえ、無償資金協力の対象となる施設の「コンパラター施設」について、計画策定（概略設計）を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル」（試行版）（2009年3月）を参考して設計総括表を作成し、JICAに対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

ア) 基本計画（施設・機材の基本的仕様）

現地調査結果を踏まえ、本プロジェクトとして計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。施設計画は、先方技術基準、既存給水施設の状況、上水道整備に関する中長期計画、敷

地（アクセス、既存インフラ）等の諸条件及びそれらにかかる対応（設計）方針を整理の上、作成する。

イ) 概略設計図

「コンパラター施設」の建設費の積算に使用するとともに、民間事業者に対する参考図として提供することを目的とした図面を作成する。

- a) 施設設計図
- b) 概略設計図（平面図、標準図等）
- c) 設計数量の取り纏め

ウ) 施工・調達計画

- a) 施工方針
- b) 施工上の留意事項
- c) 施工区分（先方負担工事との区分）
- d) 施工監理計画
- e) 品質管理計画
- f) 資機材等調達計画（搬入経路、現場での資材管理方法等を含む）
- g) 実施工程（資機材調達に要する期間等を考慮）

エ) 維持管理計画

（24）プロジェクトの概略事業費の積算

「コンパラター施設」の建設に必要な概略事業費を、下記の項目を参照して積算する。積算結果が無償資金協力の事業規模として過大なものでないかどうか、JICAの見解を確認する。

（ア）準拠ガイドライン

積算に当たっては、原則として「協力準備調査の設計・積算マニュアル」（試行版）（2009年3月）及び「補完編（土木分野）」（2017年7月）、「補完編（建築分野）」（2017年7月）並びに「機材編」（2017年7月）を参照して積算総括表を作成し、JICAに対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

（イ）予備的経費

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを検討する。特に事業実施中のリスクについて、それらをコントロールする手法について検討する。事業実施後に想定されるリスクの軽減については、ハード面、ソフト面ともに検討し、詳細設計での対応によるリスク軽減策を検討する。本計画に関する予備的経費の計上について、JICAがその要否を検討するために、現地調査等を通じ、以下のリスク情報を収集分析し、それをJICAに提供する。

- a) 経済状況、市場変化にかかるリスク（インフレ率等）
- b) 工事量変動にかかるリスク
- c) 自然条件にかかるリスク（地盤条件等）
- d) 現地政府のガバナンスにかかるリスク
- e) 治安状況にかかるリスク

（25）財務分析及び損益収支の将来予測

これまでの調査により検討したキャッシュフロー分析のレビュー、運営・維持管理費、オフティク価格、最低買取水量等に基づいて、水道料金や本プロジェクトの採算性を分析し、提言をまとめる。

PPWSA 及び民間事業者の双方について損益収支の将来予測を行い、双方の採算性を確認する。予測の結果、純損失が発生することが予測された場合は、それを回避するために必要となる水道料金の値上げ幅及び値上げ時期に関して提言を行う。「情報収集・確認調査」によれば、PPWSAの経営財務状況は現時点では健全な状況にあると言えるものの、今後の上水道施設整備に伴い、水道料金水準を上げない場合は財務状況の悪化が予測されていることに留意する。

なお、損益収支の将来予測を行うにあたっては、以下をその前提条件とする。

- ・無償資金協力事業で建設された施設（資産）の減価償却は行わない
- ・支出を構成する各要素（人件費、薬品費、動力費等）に関してはインフレーションを考慮しない
- ・水道料金に関してもインフレーションは考慮しない

上記に基づいて、民間事業者の収支予測及び資金調達計画に関するフィナンシャルモデルを作成する。

(26) 総合評価落札方式の評価項目の検討

本プロジェクトの入札では総合評価落札方式の適用を想定している。技術的能力の審査項目、技術提案の評価項目について検討し、提言をとりまとめる。

(27) 入札図書作成参考資料の作成

以下の内容を含む入札図書作成参考資料案を英文で作成する。

(ア) 入札指示書

JICA が従来無償資金協力で用いている入札図書の標準書式（JICA ウェブサイトに掲載：https://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/format/nyusatsu/nyusatsu_j.html）をベースにし、JICA 資金協力業務部が別途検討する総合評価落札方式の適用に関する検討結果を反映するための部分的な改変を行う。また、事業権無償を適用するに際して必要な修正や加除があれば、JICA と協議の上、部分的な改変を行う。

(イ) 入札様式（書式）

JICA が従来無償資金協力で用いている入札図書の標準書式をベースにし、JICA 資金協力業務部が別途検討する総合評価落札方式の適用に関する検討結果を反映するための部分的な改変を行う。また、事業権無償を適用するに際して必要な修正や加除があれば、JICA と協議の上、部分的な改変を行う。

(ウ) 要求水準書・図面

企業説明会において本邦の企業等から出された意見を必要に応じて反映する。

図面は、設計・施工一括発注方式（デザインビルト方式）を前提としたときに必要な図面（例：敷地条件の説明等）に限定する。

(エ) 契約書案（「包括文書」「EPC 契約」「リース契約」「維持管理契約」）

入札図書に添付する発注者案をドラフトするものであり、最終化は本体事業において入札や PPWSA と民間事業者の契約交渉を経て行われるものである。「EPC 契約」の契約書案は、無償資金協力の既存の標準書式を JICA が修正したものを用いる。それ以外の新たに作成する契約書案については、弁護士によるリーガルチェックを受けること。なお、設計・施工一括発注方式（デザインビルト方式）を前提とする。リーガルチェックの観点は以下のとおりとする。

- 「包括文書」及び 3 つの契約の文書全体として、事業契約として必要な条項（事業内容、双方の責務、契約解除の扱い等）が矛盾なく明瞭に規定されているか。
- 施設・機材等の調達と運営・維持管理に係る契約を分けることに伴い想定されるリスク（例：民間事業者が運営・維持管理を行う前に一方的に契約解除する、運営・維持管理段階で発現した施設・機材等の瑕疵に事業者が対応しない）に対応しているか。
- 「包括文書」及び「リース契約」、「維持管理契約」の文書の規定が存在することにより、E/N、G/A 及び「EPC 契約」の文書の規定（無償資金の贈与に伴って生じる相手国政府及び事業者の責務）の効力が失われないか。

(28) 本プロジェクト実施に当たっての留意事項の整理

本プロジェクトの円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。事業計画や概略設計を踏まえ、懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。

また、準備調査報告書（案）の説明・協議の際の M/D や、G/A において、事業契約において相手国政府等がカバーすべきリスクのうち、開発事業としての効果発現の上で重要なものは、相手国政府の義務として明記することが想定されている。この確認事項に含めるべき内容を取りまとめて提案する（例えば、「EPC 契約」「リース契約」「維持管理契約」に対してカンボジア国調達法第 3 条の例外規定（開発パートナーにより実施されるファイナンシングプロジェクトの調達で、ファイナンシングアグリーメントにて提示されるガイディングプリンシップ及び手続きに基づいて実施される事業は、カンボジア国調達法の適用を受けない例外とすることができる）が一体的に適用されることや、これらの 3 契約が一体不可分のものであるという理解の下で 1 つの調達によって 1 つの民間事業者が選定されること、など）。

(29) プロジェクトの評価

プロジェクトの評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定する。無償資金

協力の対象は施設建設部分だけであるため、施設完成後約3年を目途とした目標年の目標値を設定する。

(30) 準備調査報告書（案）の作成

上記調査結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、その内容についてJICAと協議する。

(31) 準備調査報告書（案）の説明・協議

上記準備調査報告書（案）をカンボジア側政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概略事業費を含む）。協議・説明に際しては、効果的かつ効率的な説明が可能となるよう準備を行うこと。特に、最低買取水量の購入やオフティク価格の順守などプロジェクト実施における先方負担事項の履行、民間事業者とPPWSAのリスク分担、環境社会配慮等の先方が実施すべき手続きの履行など、本プロジェクトの円滑な実施に必要な条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

(32) 準備調査報告書等の作成

カンボジア側政府への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、準備調査報告書を作成する。

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(5)、(7)、(8)を成果品とする。作成にあたっては「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン」を参照する。

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおりと想定するが、報告書の提出時期や記載事項について、より効果的な提案があればプロポーザルに記載すること。各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前にJICAに説明の上、その内容について了承を得るものとする。また、第三者が著作権を有する資料を文中で参照する場合には、受注者が当該資料の著作権にかかる交渉を行う。

	成果品名	提出時期等	部数
(1)	業務計画書	契約締結後10日以内	和文4部
(2)	インセプション・レポート	現地派遣7日前	英語5部、
(3)	第一次現地調査結果概要	第一次現地調査帰国後10日以内	和文10部
(4)	準備調査報告書（案）	報告書案説明調査2週間前	和文10部 英語15部
(5)	概略事業費（無償）積算内訳書	報告書案説明調査後1ヶ月以内	和文2部
(6)	入札図書作成参考資料	報告書案説明調査後1ヶ月以内	英文
(7)	準備調査報告書 (※完成予想図を含む。)	契約終了時	和文（製本版）：6部及びCD-R5枚 英語（製本版）：15部及びCD-R5枚 和文（先行公開版）2部及びCD-R1枚
(8)	デジタル画像集	契約終了時	CD-R1枚 (デジタル画像50枚程度)
(9)	進捗報告書（Project Monitoring Report）の初版	契約終了時	
(10)	免税情報シート（案）	契約終了時	

注1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2) (5)については「協力準備調査の設計・積算マニュアル」（試行版）（2009年3月）及び「補完編（土木分野）」（2017年7月）、「補完編（建築分野）」（2017年7月）並びに「機材編」（2017年7月）を、その他(2)～(4)、(6)～(7)については「無償資金協力に係る報告書作成のためのガイドライン」を参照することとする。

注3) 準備調査報告書（和文：製本版）には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本業務完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書（和文：先行公開版）を作成する。

第4 業務実施上の条件（特記仕様書案）

1. 業務工程計画（案） 現地調査2回、企業説明会を国内作業の間に1回

2019年2月中旬より国内事前準備を開始し、3月中旬～4月上旬に現地調査を行う。帰国後に国内解析（積算審査に要する期間を含む）を実施する。2019年10月上旬に報告書案説明調査を行い、2019年12月中旬までに準備調査報告書を含む成果品を作成・提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。なお、指示書に記載された格付目安を超える格付提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

準備調査のコンサルタントの選定にあたっては、運営・維持管理を含む国際インフラ事業の財務及び法務に係る経験や能力を評価項目に含める。

（1）業務量の目途：

全体： 約9.48MM

（2）業務従事者の構成（案）

- 1) 上水道施設計画・設計（2号）
- 2) PPPビジネスモデル（3号）
- 3) 機械・電気設備計画
- 4) 施工計画・積算
- 5) 環境社会配慮/UXO確認
- 6) 入札図書参考資料作成

3. 参考資料

【配布資料】

本業務に関する以下の資料をJICA地球環境部水資源グループ水資源第一チームにて配布します。希望される方は、「参考資料の配布依頼（本業務名）」を件名とし、代表アドレス（gegwt@jica.go.jp）までご連絡ください。

- ・2018年1月 「カンボジア国プノンペン郡上水道セクター情報収集・確認調査報告書」（タクマウ上水道拡張計画関連部分抜粋）
- ・環境社会配慮ガイドラインカテゴリーBに関する執筆要領（使用後廃棄願います）

【閲覧資料】

2017年6月 水道事業の民間活用に関するプロジェクト研究最終報告書

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000031932.html>

日本の水道事業におけるPPP、PFI関連参考資料

平成27年度官民連携等基盤強化支援業務 報告書（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakujouhou-10900000-kenkoukyoku/0000124218.pdf>

水道におけるPFI事業の導入検討のための手引き（厚生労働省）

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/hourei/jimuren/h19/191108-1.html>

水道事業におけるPPP/PFI手法導入優先的検討規程の策定ガイドライン（案）（厚生労働省）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakujouhou-10900000-kenkoukyoku/0000166179.pdf>

第三者委託実施の手引き（厚生労働省）

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/hourei/jimuren/h19/191108-2.html>

水道事業における総合評価導入に関する手引き（日本水道協会）

http://www.jwwa.or.jp/houkokusyo/pdf/suidoujigyou2007/sougouhyouka_report.pdf

水道事業における調達方式の現状とあり方（日本水道協会）

http://www.jwwa.or.jp/houkokusyo/pdf/suidoujigyou2007/tyoutatsu_report.pdf

箱根地区水道事業包括委託業務要求水準書（神奈川県企業庁）

<http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/719356.pdf>

川井浄水場 PFI 関連（横浜市水道局）

<http://www.city.yokohama.lg.jp/suidou/kyoku/suidoujigyo/kawai-saiseibi/kawai-pfi.html>

4. JICA からの参加団員の構成と現地調査行程(案)

(1) 現地調査

- 1) 団員構成：総括、協力企画
- 2) 調査期間：2019年3月中旬の約6日間
- 3) 目的：相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて、本計画の内容を検討し、双方の合意事項等にかかるミニッツを取りまとめる。

(2) 準備調査報告書（案）説明

- 1) 団員構成：総括、協力企画
- 2) 調査期間：2019年10月上旬の約6日間
- 3) 目的：準備調査報告書（案）について、相手国関係機関に説明・協議を行い、双方の合意事項等にかかるミニッツを取りまとめる。

5. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することができる。その経費は別見積りとすること。

- 自然条件調査（測量調査、地盤及び土質調査、水源水質調査、地下埋設物調査）

6. その他の留意事項

(1) 無償資金協力事業の実施体制

本事業の実施が我が国無償資金協力として実施される場合、JICAは本調査を実施した本邦コンサルタントを施設・機材等の調達の実施監理（入札補助等）を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。調達の実施監理に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画及び要員計画につき明確に記載する。その際、「プロポーザルの作成要領」の様式-2 及び様式-3 を準用した表を添付する。

(2) 業務主任の同行

現地調査に関し、業務主任は、JICAからの参加団員滞在期間中原則として当該団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

(3) 複数年度契約

本調査については、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(4) 本体事業調達の公平性

本体事業の調達の公平性を確保する観点から、準備調査のコンサルタントには本体事業の参加資格を認めない。

(5) 安全への配慮

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICAカンボジア事務所、在カンボジア日本大使館等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。同事務所と常時連絡が取れる体制とし、(特に地方にて活動を行う場合は、複数の連絡手段の確保に留意し) 現地の最新の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を取るように留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

(6) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイドンス（2014年11月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上

カンボジア国「タクマウ上水道拡張計画」準備調査にかかる
自然条件調査仕様書（案）

1. 目的

- (1) 自然条件調査は、準備調査を行う上で必要な精度を確保するため、プロジェクト対象サイトにおける水源、地形、地質、水質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な設計、施工計画立案、積算に資するものとする。また、本計画により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。
- (2) 調査した結果得られた自然条件データは、応札する民間事業者が事業提案の作成や詳細設計に活用できるように整理し、最終報告書にとりまとめる。
- (3) 必要な自然条件調査は本調査の中で行うことを原則とする。

なお、以下の調査項目は、JICA側で一般的に必要となるのではないかと想定している項目であるため、コンサルタントは、先方要請内容や配布資料、既存資料も勘案の上、各調査項目の要否及び必要な調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

2. 調査項目（案）

(1) 測量調査

【目的】

プロジェクトのうち、タクマウ浄水場の建設に關係する地点周辺について、位置、形状、広さ、高さ方向、他の地物との位置関係を具体的に把握し、施設の建設計画・設計に資する資料を作成することを目的とする。また測量結果に関し、測量図集にまとめ提出する。

【内容】

プロジェクトに關係するサイトについて、必要に応じて以下の測量調査を実施する。

調査項目	実施対象	目的	数量・仕様
平面測量	タクマウ浄水場及び取水施設	施設の平面計画に必要な地形確認を行う。 ※縮尺は1/500又は1/1,000（但し、浄水場は縮尺1/300、取水施設・配水池は1/200を推奨）を想定し、等高線間隔は0.5mを想定する。各用地には、既知の基準点をもとに仮ベンチマークを設置することを想定する。	浄水場建設予定地は4,200m ² 程度

(2) 地盤及び土質調査

【目的】

土質や地盤に起因する施設の不同沈下等を極力防止するため、地中部の土質及び地盤を的確に把握し、これにより適切な基礎形式の選定及び施設構造の計画・設計、さらには施工に資する情報を得ることを目的とする。

【内容】

想定される調査内容は以下の通り。ボーリング調査実施位置及び土質サンプルの採取位置を、用地については地形図に記載し、ボーリング調査箇所の土質柱状図を作成して報告書に添付する。

記載項目は、標高(m)、深さ(m)、層厚(m)、土質記号、色調、土質、N値(深さ数値及びグラフ)、孔内水位(m)、土質試料採取位置(m)及び番号、その他観察記事を想定する。

調査項目	実施対象	目的	数量・仕様
ボーリング調査 4本	タクマウ浄水場建設予定地及び取水施設建設予定地	施設の基礎構造を設計するために地層の分布や地盤の土質及び強度特性を把握する。	タクマウ浄水場用地内で3箇所、取水施設建設予定で1箇所。目安深度20~30m、標準貫入

			試験(1m毎)、現位置試験
--	--	--	---------------

(3) 水源水質調査

【目的】

前処理の必要性の検討や、想定される運営・維持管理費用の算出等に必要な水源水質に係る情報を収集することを目的とする。

【内容】

以下を参考に必要な項目を調査するが、カンボジアの水道水質基準を参照し実施することとする。測定結果については、採水年月日、採水場所、測定年月日、測定結果、測定方法等を報告書に明記すること。

調査項目	実施対象	調査項目	実施・計画
水質分析	取水予定地点	水温、濁度、大腸菌または糞便性大腸菌群、アンモニア態窒素、硝酸態窒素、亜硝酸態窒素、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物、塩化物イオン、有機物(TOC、BOD)、pH、臭気、色度、フッ素及びその化合物全硬度、アルカリ度、銅及びその化合物、塩素酸、シアン化物、硫酸イオン、クロム及びその化合物、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、アルミニウム及びその化合物、カドミウム及びその化合物	1回／月、雨期、乾期を含むできるだけ長期間実施(2019年4,5,6,7,8,9月を想定)

(4) 地下埋設物調査

【目的】

浄水場建設予定地の地下埋設物の有無、またそれらが構築物の支障になるか否かを事前に把握するために実施する。建設予定地には、以前、浄水場が建設されており、現在では取り壊されているが、基礎杭等が残されていないか、また、既存管の位置を把握するために、行うこととする。

【内容】

既存の設計資料等を参考に、埋設物の位置を推定する。基本的には同埋設物を避けた設計を行うこととするが、必要に応じて試掘を実施し、埋設物の正確な位置を確認する。

① 掘削個所数

掘削個所は高架水槽に接続する既設管確認1か所、旧浄水場の基礎杭等の残置確認2か所を想定する。

② 試掘箇所の大きさ等

試掘箇所の大きさは平面1.0m×1.5mとし、必要な深さまで掘削する。掘削深さが1.5mを超える場合は、掘削壁面に傾斜を付けるか、土留め支保工を設置する。

③ 試掘実施上の注意

試掘に当たっては、基本手堀とし地下埋設物を損傷しないよう十分注意する。但し、道路舗装取り壊しのみ機械掘削も検討する。

④ 埋設物位置等の表示、報告

埋設物の位置は、既存建築物等の定点3カ所からの距離を図面に表示し、その埋設物の名称、大きさ、内容等と共に結果を報告する。

以上

